

令和5年3月2日
総務部総務課

江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び
江東区監査委員の給与等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

従来、それぞれの条例において日額3,000円を支給することと規定していた、行政委員会の委員や非常勤の監査委員が会議等への出席やその他公務のために旅行した場合における旅費（費用弁償）を、実費支給に改めるため。

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和5年4月1日

※施行期日以後に支給事由が生じた旅行について、改正条例を適用する。

江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 委員が公務のため<u>旅行</u>したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 委員が招集に応じ、又は所定の職務を行うため出席したときは、前項の規定にかかわらず日額旅費を支給する。</u></p> <p><u>4 前項の日額旅費の額は、3,000円とする。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 委員が<u>招集</u>に応じたとき<u>その他公務のため会議等</u>に出席したときは、<u>順路により</u>費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた費用弁償について適用し、同日前に支給事由の生じた費用弁償については、なお従前の例による。</p>

江東区監査委員の給与等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第3条 監査委員が公務のため出張したときは、順路により旅費を支給し、又は費用を弁償する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>監査委員(常勤の監査委員を除く。)が会議への出席その他公務のため特別区の存する区域内に出張したときは、前項の規定にかかわらず、費用弁償として1日につき3,000円を支給する。</u></p> <p>第4条・第5条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第3条 監査委員が<u>会議への出席その他公務のため出張したときは、順路により旅費を支給し、又は費用を弁償する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の江東区監査委員の給与等に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた費用弁償について適用し、同日前に支給事由の生じた費用弁償については、なお従前の例による。</p>